

船橋市生涯学習奨励ポイント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生涯学習活動の実績に応じ称号を授与することにより、市民等の学習意欲を高めるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる環境整備に寄与するため実施する船橋市生涯学習奨励ポイント事業(以下「学びポイント事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 学びポイント事業は、この事業に参加する者(以下「参加者」という。)が対象となる生涯学習活動を行った場合に、参加者に対してポイント(以下「学びポイント」という。)を付与するとともに、参加者の申請により学びポイント取得数に応じて称号を授与する。

(事業の実施主体)

第3条 実施主体は、船橋市生涯学習推進本部設置要綱第1条により設置する船橋市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)とする。

(対象者)

第4条 参加の対象は、市内在住、市内在勤又は市内在学の者とする。

(対象学習活動)

第5条 学びポイント付与の対象となる生涯学習活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 船橋市教育委員会組織規則第9条に規定する生涯学習部各課または同規則別表第1及び別表第2に規定する教育機関(総合教育センターを除く。)が分掌し主催または共催する、社会教育に関する講座及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会(以下「講座等」という。)への参加
- (2) 船橋市図書館条例第2条第2項に規定する各図書館(西図書館を除く。)、船橋市民ギャラリー条例第2条第2項に規定する市民ギャラリー、船橋市茶華道センター条例第2条第2項に規定する茶華道センター、船橋市少年自然の家条例第2条第2項に規定する少年自然の家、船橋市総合体育館条例第2条第2項に規定する総合体育館、船橋市武道センター条例第2条第2項に規定する武道センターまたは船橋市都市公園条例別表第2に規定する船橋市運動公園若しくは法典公園の指定管理者が当該施設の管理の一環として主催または共催する社会教育のための講座等への参加
- (3) 船橋市博物館条例第2条第2項に規定する各博物館への入館
- (4) 船橋市生涯学習サポート事業登録者による当該事業の実施
- (5) 社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動への参加
- (6) その他推進本部が認める事業への参加

(生涯学習活動の分類)

第6条 前条に規定する生涯学習活動は、次の5分野に分類する。

- (1) 健康・スポーツ(健康やスポーツ等に関するもの)
- (2) 文化・教養(文学、芸術、政治・経済、時事問題、教育等を広く学習するもの)
- (3) 地域活動(地域の団体活動、ボランティア活動、地域防災、地域における環境保全活動等

に必要な知識や技能を習得するもの)

(4) 能力・自己開発(日常生活や職業に必要な知識や技能を習得するもの)

(5) 郷土理解(郷土の歴史、民俗等の学習や自然とのふれあいをすすめるもの)

(学びポイントの付与)

第7条 参加者は、公民館等で配布する、別に定める生涯学習活動を記録するための帳簿(以下「学びノート」という。)を入手することで参加することができ、第5条各号に掲げる生涯学習活動を行ったとき、学びノートに学びポイントの付与を受けることができる。

2 学びポイントは、参加者が第5条各号に掲げる生涯学習活動を行った場合に1ポイント付与され、その生涯学習活動が1時間を超える場合は2ポイントの付与を受けることができる。ただし、参加者が第5条第3号に掲げる生涯学習活動その他の主催者による時間に定めのない生涯学習活動を行った場合には、要した時間に関わらず学びポイントの付与は1ポイントとする。

3 学びポイントは、翌年度以降に繰り越すことができる。

4 学びポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

(授与する称号)

第8条 推進本部の本部長(以下「本部長」という。)は、参加者の申請により、参加者が取得した学びポイント数に応じて称号を授与することができる。称号の種類とそれぞれ必要となる学びポイント数は、次の各号のとおりとする。

(1) 第6条に規定する分野ごとに、取得した学びポイント数に応じてその分野名に別表に規定する称号を冠し認定する。

(2) 前項の規定に加えて、第6条に規定する分野を通じて100ポイントごとにその学びポイント数にふなばしマナビストの称号を冠し認定する。

(称号の申請)

第9条 称号を希望する参加者(以下「申請者」という。)は、学びノートの写しを添付し学びポイント事業称号授与申請書(第1号様式)を本部長に提出するものとする。

2 本部長は、前項に規定する申請の内容が前条各号に該当すると認められるときに称号を授与するものとし、学びポイント事業称号授与結果通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

3 推進本部は、称号の授与を受けた者(以下「受称者」という。)の氏名及びその称号を船橋市ホームページに掲載することができる。ただし、受称者の同意がない場合は、この限りでない。

(ポイントの再発行)

第10条 ポイントの再発行は原則として行わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進本部が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月5日から施行する。

2 第5条第1号に掲げる生涯学習活動について、令和4年度にふなばし市民大学校を修了する者に対しては30ポイントを付与するとともに第9条第1項及び第2項に依らずふなばし学士☆の称号を授与する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表

ポイント数	称号
30 ポイント	ふなばし学士☆
60 ポイント	ふなばし学士☆☆
90 ポイント	ふなばし学士☆☆☆
120 ポイント	ふなばし修士☆
150 ポイント	ふなばし修士☆☆
180 ポイント	ふなばし修士☆☆☆
210 ポイント	ふなばし博士☆
240 ポイント	ふなばし博士☆☆
270 ポイント	ふなばし博士☆☆☆

第1号様式

学びポイント事業称号授与申請書

年 月 日

船橋市生涯学習推進本部

本部長 あて

学びポイント事業による称号を申請します。

1 申請者

ふりがな 氏名	
住所	〒
生年月日	
電話番号	
電子メール	

2 申請する称号

申請 有無	称号		
	ふなばしマナビスト		
	ポイント数	ポイント	
	分野別(学士・修士・博士)		
	分野	(1)健康・スポーツ (2)文化・教養 (3)地域活動 (4)能力・自己開発 (5)郷土理解	
	ポイント数	・ 30 ポイントふなばし学士☆ ・ 60 ポイントふなばし学士☆☆ ・ 90 ポイントふなばし学士☆☆☆ ・ 120 ポイントふなばし修士☆ ・ 150 ポイントふなばし修士☆☆ ・ 180 ポイントふなばし修士☆☆☆ ・ 210 ポイントふなばし博士☆ ・ 240 ポイントふなばし博士☆☆ ・ 270 ポイントふなばし博士☆☆☆	

3 船橋市ホームページへの氏名及び授与された称号の掲載について

称号を受けた方の氏名及びその称号を船橋市ホームページに掲載することがあります。

希望有無	内容
	船橋市ホームページへの掲載を希望する
	船橋市ホームページへの掲載を希望しない

第2号様式

学びポイント事業称号授与申請結果通知書

年 月 日

様

船橋市生涯学習推進本部
本部長

年 月 日付で申請のあった学びポイント事業の称号について、下記のとおり通知します。

1 授与します

授与する称号

2 授与しません

申請のあった称号

授与できない理由